

指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業所名：公立神崎総合病院
事業主：神河町長 山名宗悟
所在地：679-2493 兵庫県神崎郡神河町栗賀町 385
電話番号：0790-32-1331
FAX番号：0790-32-2176
実施地域：神崎郡 生野町
介護保険指定番号：2813401060
管理者：公立神崎総合病院院長 大澤正人

2. 事業の目的と運営方針

<事業目的>

当施設は、要介護状態または要支援状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した生活を営むことができるよう必要なリハビリテーションを提供し、利用者の心身機能や生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

<運営方針>

利用者の生活機能維持向上や社会参加向上と介護負担軽減を図るため、明確なリハビリテーションの目標と計画を設定して行う。通所リハビリテーションの実施に当たっては、保健・医療・福祉等の各機関と密接な連携を図りながら、サービスを提供する。

3. 事業所の職員体制

理学療法士	常勤	3名	(病院外来入院業務と兼務)
作業療法士	常勤	2名	(病院外来入院業務と兼務)
言語聴覚士	常勤	1名	(病院外来入院業務と兼務)

4. 営業日及び時間

営業日：月曜日～金曜日（原則として土、日、祝日、12月29日～1月3日は休業日）
営業時間：①午前9：00～10：30 ②午前10：30～12：00 ③午後1：00～2：30

5. 通所リハビリテーションの内容

病状・障害の評価、機能維持・回復訓練、日常生活動作練習、福祉用具や住環境整備に関する助言、療養生活及び介助方法の指導。

6. 利用料金

居宅介護計画（ケアプラン）を立てられている方の自己負担額は原則1割、所得に応じて2割か3割負担となります。介護認定申請中のため未判定で暫定居宅介護計画（ケアプラン）を立てられていない方や、認定されていても居宅介護計画（ケアプラン）を立てられていない場合は、10割負担となります（償還払い）。下記に1割負担の場合の自己負担額を示します。

(1) 要支援の方

・通所リハビリテーション料

要支援1 : 2,268円/月

要支援2 : 4,228円/月

・加算料金

口腔機能向上加算 (I) : 150円/日

口腔機能の向上のためのサービスを提供した場合

指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日から12月を超えた場合

要支援1 : 120円/月

要支援2 : 240円/月 が減算されます。

(2) 要介護の方

・通所リハビリテーション料

要介護1 : 369円/日

要介護2 : 398円/日

要介護3 : 429円/日

要介護4 : 458円/日

要介護5 : 491円/日

・加算料金

リハビリテーションマネジメント加算 (イ)

6月以内 : 560円/月

6月超 : 240円/月

※ 医師が利用者またはその家族に説明した場合、上記に加えて 270円/月

短期集中個別リハビリテーション実施加算 : 110円/日

退院・退所または認定日から3か月以内、個別リハビリテーションを集中して行った場合

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) : 240円/日 (2回/週以内)

退院・退所または通所開始日から3か月以内、個別リハビリを集中して行った場合

口腔機能向上加算 (I) : 150円/日

3ヶ月以内に限り、2回/月を限度として、口腔機能の向上のサービスを行った場合

3ヶ月を超えても必要と認められる場合

送迎を行わない場合

片道47円が減算されます。

<注意>

* 要支援者の場合、「通所リハビリテーション料金」は月単位の額で設定されています。このため、要支援者の1ヶ月の「通所リハビリテーション」の利用回数に関係なく、負担額は上記の金額となります。

* 加算料金は、利用者によって異なることがあります。

7. 利用料金の支払い方法

公立神崎総合病院会計窓口で支払う。

8. 虐待の防止について

当事業所では利用者の虐待を早期に発見して迅速かつ適切に次の対応を図ります。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止の責任者：リハビリテーション技術科 寺村 衆一

9. その他運営に関する責務

- (1) 業務継続計画の策定：感染症や災害の発生時に、業務を継続的に実施再開するための計画を策定し、必要な研修や訓練を定期的開催しています。
- (2) ハラスメント対策：パワハラやセクハラなどのハラスメントへの対策を行います。
- (3) 職員の質的向上について：定期的な研修により、職員の質的向上を図ります。

10. 事故発生時の対応

万が一事故が発生した場合には、当院の規定に従い速やかに対処し、利用者家族、かかりつけ医、利用者の保険者である市町へ連絡します。

また当事業者が利用者に対して提供したサービスにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. サービス内容に関する苦情・相談の窓口

当施設が提供する通所リハビリテーションについて苦情・相談があれば下記の窓口に申し出ることができます。

公立神崎総合病院 リハビリテーション技術科

兵庫県神崎郡神河町栗賀町 385 電話番号 0790-32-2443

神河町健康福祉課

兵庫県神崎郡神河町栗賀町 630 電話番号 0790-32-2421

市川町健康福祉課

兵庫県神崎郡市川町西川辺 165-1 電話番号 0790-26-1010

福崎町健康福祉課

兵庫県神崎郡福崎町西田原 3116-1 電話番号 0790-22-0560

朝来市生野支所

兵庫県朝来市生野町口銀谷 791-1 電話番号 0796-79-2240 (4890)

兵庫県国民健康保険連合会 介護サービス相談窓口

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話番号 078-332-5617

12. 個人情報の取り扱い

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 職員は業務上知り得た秘密を保持し、退職した後もこれを厳守します。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。